

議案第 56 号

東郷町情報公開条例の一部改正について

東郷町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町情報公開条例の一部を改正する条例

東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「予防」の次に「、鎮圧」を加え、同条第6号中ウをオとし、イをエとし、その前に次のように加える。

ウ・調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

第7条第6号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徵収」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第7条第6号に次のように加える。

カ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に、この条例による改正前の東郷町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する行政文書の公開については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

個人情報保護制度との整合を図るため、不開示情報を整備すること。（第7条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行すること。
- (2) 施行日前にされた情報公開の開示請求については、なお従前の例によること。